

**土地区画整理事業区域において浦安市宅地開発事業等に関する  
条例に規定される周辺住民説明を行う事業者様へ（通知）**

土地区画整理事業区域内において浦安市宅地開発事業等に関する条例（以下「宅開条例」という。）に規定される周辺住民説明を行う場合、手続きの内容に応じて以下に示す書類を作成し、まちづくり事務所（住所：浦安市猫実三丁目 22 番 6 号 TEL：047-382-3721）に提出することにより、換地後の土地権利者情報が確認できます。

**【宅開条例第 3 条第 1 項に規定する別表 1 の行為を行う場合】**

- ・ 周辺住民説明の範囲を記載した位置図
- ・ 照会申請書
- ・ 宅地開発条例の手続きで提出する資料
  - ▼第 2 号様式「浦安市宅地開発事業等事前協議申出書」の（その 1）から（その 4）
  - ▼委任状の写し
  - ▼周辺住民説明に使用する説明資料
- ・ 名刺、社員証等（代理人であることがわかるもの）

**【宅開条例第 3 条第 1 項に規定する別表 2 の行為を行う場合】**

- ・ 周辺住民説明の範囲を記載した位置図
- ・ 照会申請書
- ・ 宅地開発条例の手続きで提出する資料
  - ▼第 1 号様式 浦安市宅地開発事業等相談書（写し）
  - ▼土地利用及び土地造成の経緯についての説明書（周辺住民説明を行う者の氏名を記載したもの）
  - ▼周辺住民説明に使用する説明資料
- ・ 名刺、社員証等（代理人であることがわかるもの）

**<説明範囲について>**

位置図に周辺住民説明の範囲を記載する際、説明範囲は別紙「周辺住民説明範囲」を参照してください。

<周辺住民等説明結果届の提出について>

周辺住民等への説明が完了した後、周辺住民等計画説明結果届を出していただく際に、条例で規定している添付資料のほかに下記の資料の提出をお願いします。

- ・（周辺住民説明用）土地区画整理事業地区内住民名簿
- ・周辺住民説明の範囲を記載した位置図

お問い合わせ先

千葉県浦安市猫実1-1-1

浦安市役所 都市政策部 都市計画課 開発指導係

TEL : 047-712-6543

Mail : toshikei@city.urayasu.lg.jp